

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の年度業務実績評価、中長期目標期間終了時見込み評価及び次期中長期目標策定に向けた対応

令和3年7月21日
原子力規制庁

1. 背景

独立行政法人通則法（以下、「通則法」という）に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という）の前年度分の「業務実績評価」を原子力規制委員会で毎年度決定している。

本年度は原子力機構の中長期目標期間（H27～R3年度）の最終年度であるため、それに加えて「中長期目標期間見込み評価」（以下、「終了時見込み評価」という）及び次期中長期目標策定に向けた「業務及び組織全般の見直し」についても決定することとなる。

通則法第35条の7（一部抜粋）

主務大臣は中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中長期目標の期間の終了時まで、当該国立研究開発法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他業務及び組織全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2. 原子力機構部会の意見聴取

1. の委員会決定の前に、通則法に基づき原子力規制委員会は1. の3つの文書について、国立研究開発法人審議会原子力機構部会（以下、「JAEA部会」という）に意見聴取を行う。

その際「業務実績評価」と「終了時見込み評価」については、原子力機構が自己評価書を説明し、また「業務及び組織全般の見直し」については、原子力規制庁が原子力規制委員会共管部分に関し説明する。

通則法第35条の7（一部抜粋）

2. 主務大臣は前項の規定による検討を行うに当たっては、研究開発の事務及び事業に関する事項について、研究開発に関する審議会の意見を聞かなければならない。

3. 業務及び組織全般の見直しについて

「業務及び組織全般の見直し」は、主務大臣（文部科学省、経済産業省、原子力規制委員会）が次期中長期目標の策定に当たっての大まかな方向性等を示す文書であり、現在、

文部科学省において、同省が設置した原子力研究開発・基盤・人材作業部会（以下、「作業部会」という）からの提言書（参考1）を踏まえ、原子力機構の「業務及び組織全般の見直し（案）」を共管官庁と協議しつつ作成中である。なお、作業部会では本年2月に原子力規制庁から意見（参考2）を表明しており、それらは提言及び「業務及び組織全般の見直し（案）」に概ね反映されている。

原子力機構の「業務及び組織全般の見直し（案）」のうち文部科学省と協議している原子力規制委員会共管部分は別紙の通りであり、**別紙**について、JAEA部会からの意見聴取を行うこととしたい。

4. 今後の予定

- | | |
|------------|---|
| 7月26日 | JAEA部会において「業務実績評価自己評価書」、「終了時見込み評価自己評価書」及び「業務及び組織全般の見直し（案）」のうち原子力規制委員会共管部分（以下、「3文書」）の説明し、意見を聴取 |
| 8月初旬（書面開催） | JAEA部会において3文書に対する意見の取りまとめ |
| 8月末まで | 原子力規制委員会定例会において「業務実績評価書（原子力規制委員会共管部分）」「終了時見込み評価書（原子力規制委員会共管部分）」「業務及び組織全般の見直し（主務大臣連名）」の決定 |
| 8月末まで | 総務省独立行政法人評価委員会に決定文書を通知、公表 |

<別紙、参考>

- 別紙 原子力機構の「業務及び組織全般の見直し（原子力規制委員会関連分）（案）」
- 参考1 国立研究開発法人日本原子力開発機構の次期中長期目標・計画の策定に向けた提言
- 参考2 令和2年度第57回原子力規制委員会「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の次期中長期目標について」

原子力機構の「業務及び組織全般の見直し（原子力規制委員会共管部分）（案）」

令和3年7月 日
原子力規制庁

1. 政策上の要請及び現状の課題

本法人は、第3期中長期目標期間において、国立研究開発法人として、また、我が国における原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として、安全規制行政等に係る技術支援で顕著な成果を創出してきた。各種の研究施設等の維持・マネジメント等を含め、これらの取組の重要性は、次期中長期目標期間においても引き続き高く位置付けられるべきものである。

2. 講ずべき措置

(1) 中長期目標期間

中長期目標期間を7年とする。

(2) 中長期目標の方向性（原子力規制委員会共管部分のみ記載）

次期中長期目標の策定に当たっては、以下に示す事項を踏まえた上で、本法人の果たすべき役割を具体的かつ明確に記載するものとする。

○原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのための安全研究の推進

- ・ 原子力安全規制行政への技術的支援に係る業務を行うための技術的能力を向上させるとともに、当該業務の実効性、中立性及び透明性を確保しつつ、規制技術支援機関（TSO）としての貢献を果たす。
- ・ 原子力災害時における原子炉工学、放射線防護等の専門家を派遣する指定公共機関として、技術力の向上と必要な体制維持に取り組む。

（注：中長期目標期間等については、所管官庁間で調整することとなる）